

マイナンバーカードと健康保険証の一体化（マイナ保険証）について

全国健康保険協会 大分支部

1. はじめに

協会けんぽ 加入者のみなさまへ

これからは
医療を受けるなら**マイナンバーカード**。

保険証は、マイナ保険証へ。

忘れずに!

2024年12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、
「**マイナ保険証**」を基本とする仕組みに移行します。

2. マイナ保険証とは？ マイナ保険証のメリット（安心）とは？

マイナ保険証とは？



マイナンバーカードを**保険証**として登録・ご利用いただくことで、従来の保険証よりも**便利**で、**よりよい医療を受けられる**ようになります。

メリットは？

安心 よりよい医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。 ※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。 ※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

便利 各種手続きも便利・簡単に！

- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要になります。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。
- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。

3. マイナ保険証利用のためのステップ

①マイナンバーカードの取得



②マイナ保険証の利用登録

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用登録」を行う必要があります。

マイナンバーカードの保険証利用登録には3つの方法があります。



医療機関窓口の
カードリーダー



セブン銀行ATM



〈実証ベータ版〉 〈正式版〉

マイナポータル

※マイナポータルとは・・・
政府が運営するオンラインサービスです。
パソコンやスマートフォンからログインが可能で、各種行政手続きの申請や、所得・税等の情報を確認することができます。



③事業主へマイナンバーを提出

就職や転職をした場合は、マイナンバーを会社にご提出お願いいたします。

4.マイナ保険証の利用登録①

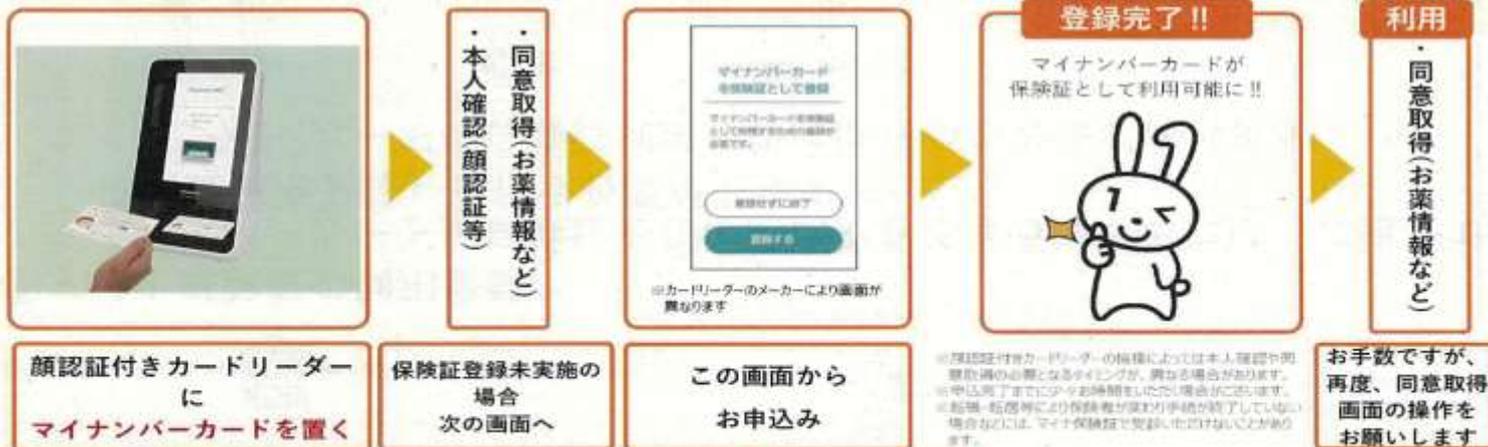
カードリーダーでの利用登録方法

マイナンバーカードの保険証利用の申込みは
医療機関・薬局の **受付でもOK!!**

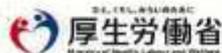


当日その場でも
いいのね♪

マイナンバーカードを医療機関・薬局にお持ちいただくだけで、
健康保険証として利用するための申込み手続きや、実際に利用いただくことが可能です！



デジタル庁



健康保険証利用の
申込みのお問合せ先



マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(年末年始を除く) 平日:9時30分~20時00分
土日祝:9時30分~17時30分

4.マイナ保険証の利用登録②

セブン銀行ATMでの利用登録方法

**マイナンバーカードの健康保険証利用の
申込みはセブン銀行ATMで!**

- お持ちのスマートフォンがマイナポータルアプリ (申込みに必要な専用アプリ) に対応していない方
- スマートフォンをお持ちでない方、スマートフォンの操作に自信がない方

→ **セブン銀行ATMでの申込みは簡単でオススメ!**

ATMでの申込みに必要なもの

マイナンバーカード + 利用者証明用パスワード (4桁)

ATMの操作に健康保険証は不要です。

対応している医療機関・薬局

このステッカー・ポスターが貼ってある医療機関・薬局で使えるようになります

マイナ受付

※マイナポータルおよびセブン銀行ATMでは、調剤用マイナンバーカードなど利用者証明用パスワードをご利用できないカードでは申込みできません。医療機関等の健康証付カードリーダーをご利用ください。

※利用できる医療機関・薬局については、厚生労働省のホームページで公開しています。

ATMでの健康保険証利用の申込みについて >>> 

健康保険証利用の申込みのお問合せ  **0120-95-0178** マイナンバー
フリーダイヤル

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお読みください。

受付時間 (0120-95-0178)

平日: 9時30分～20時00分
土日祝: 9時30分～17時30分

デジタル庁

 総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

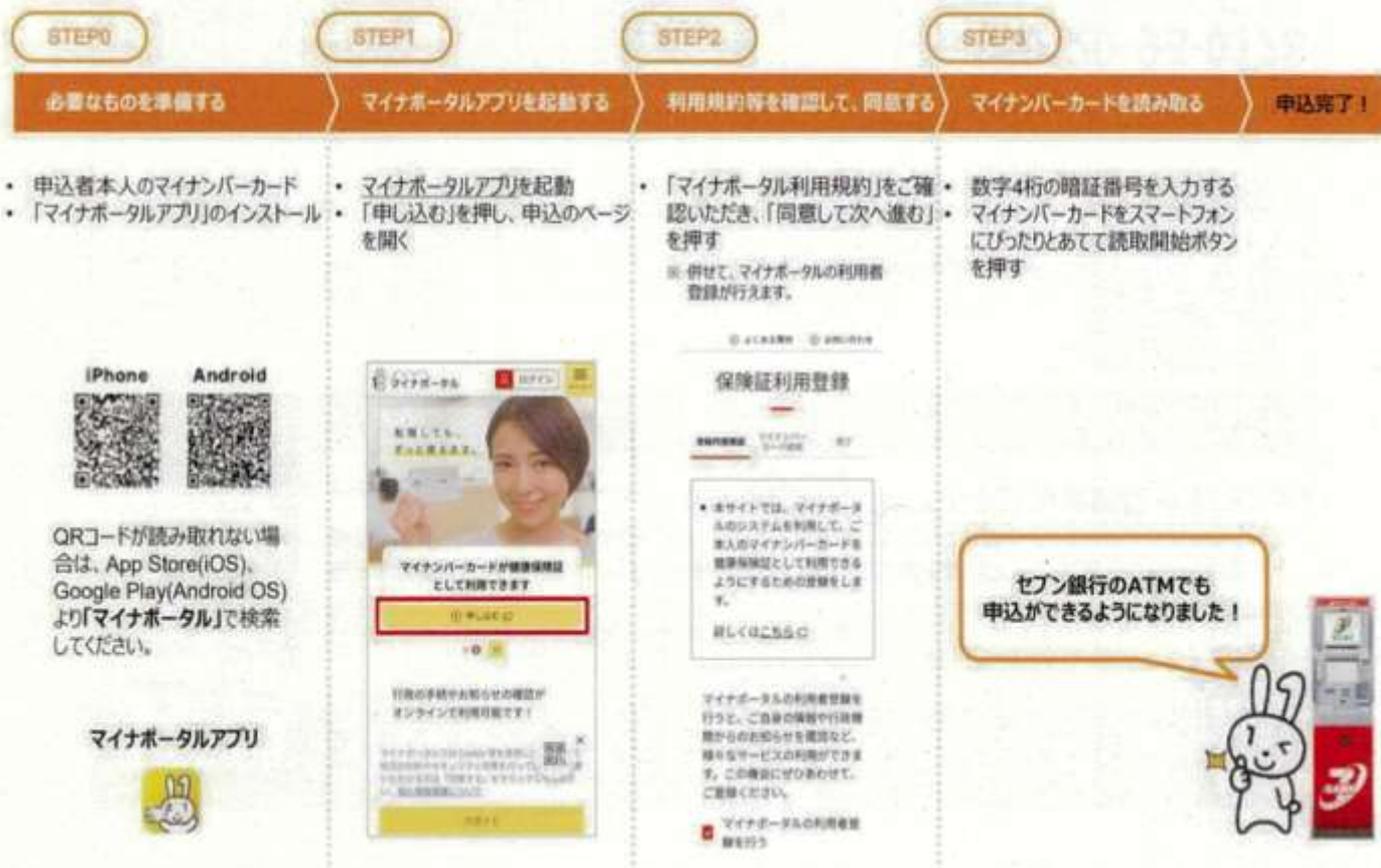
 厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

 セブン銀行

2024年2月現在

4.マイナ保険証の利用登録③

マイナポータルでの利用登録方法



5. マイナ保険証で医療機関を受診する際の流れ

マイナ保険証で医療機関を受診



マイナ保険証で医療機関や薬局を利用するとき、

顔認証付きカードリーダー



顔認証付きカードリーダーで受付をします

マイナナンバーカードをお持ちですか？

受付付近



カードリーダーは、受付付近にあります

カードリーダーの使い方

① マイナンバーカードをカードリーダーに入れ、本人確認を行う



用カバーがついている場合は外してください
× カバーあり ○ カバーなし

① マイナンバーカードをカードリーダーに入れ、本人確認を行う

① マイナンバーカードをカードリーダーに入れ、本人確認を行う



暗証番号
(4ケタ)



顔認証

暗証番号（4ケタ）か顔認証どちらも可能です

② 同意事項の確認&選択



過去に受けた診療内容
薬の情報

医師・薬剤師が見られるようにするか、選択

6. カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診する方法

カードリーダーがない医療機関等や故障中など、カードリーダーが使えない場合、マイナ保険証で本人確認をした上で資格情報を伝えることで、保険診療を受けることができます。

- 資格情報は「**資格情報のお知らせ**」やマイナポータルの「わたしの情報」／「医療保険の資格情報」を提示することで伝えることができます。



7. 発行済みの健康保険証について

発行済みの健康保険証の取り扱い

令和6年(2024年)12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなりますが、現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、令和7年(2025年)12月1日まで使用できます。



※令和7年(2025年)12月1日までに退職等で使用できなくなった保険証は、従業員様から回収のうえ、返納してください。

令和7年(2025年)12月2日以降については保険証の自己破棄も可能です。

8. マイナ保険証を持っていない方の医療機関受診方法

マイナ保険証を持っていない方の医療機関受診方法

マイナンバーカードを持っていない、又はマイナ利用登録をしていない方は、保険者から交付される**資格確認書**を提示すれば、これまで通りの保険診療を受けることができます。

資格確認書の発行は以下のとおり行います。

【新規加入者】

- 資格確認書は、**令和6年12月2日以降**、資格取得届などによる本人からの申請に基づき、会社を経由してマイナ保険証をお持ちでない加入者に発行します。

(※) 新規加入時に申請がなかった方でマイナ保険証をお持ちでない方などには、申請によらず資格確認書を発行しますが、相当な期間を要することから、できる限り資格取得届の提出時に申請をお願いします。

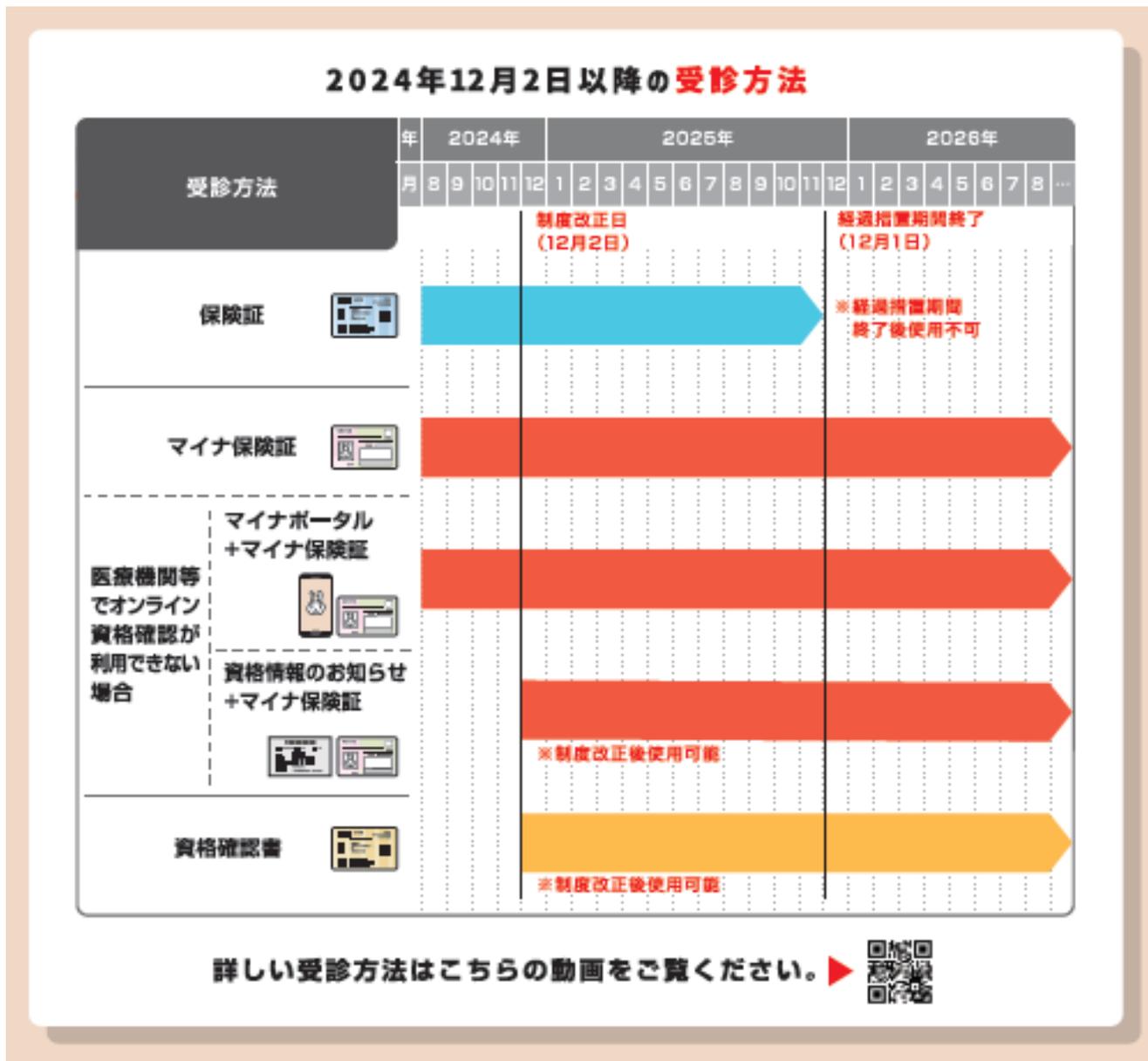
【既存加入者】

- 令和7年9月～11月**に会社を経由してマイナ保険証をお持ちでない加入者に発行します。

※資格確認書の有効期限内に退職した場合、資格確認書は従業員様から回収のうえ、返納してください。

有効期限が切れた資格確認書については自己破棄も可能です。

9. 2024年12月2日以降の受診方法



10. 主な変更点・留意点（健康保険証とマイナンバーカードの一体化）

- (1) 加入者の皆様へ「資格情報のお知らせ」を発行**
- (2) マイナ保険証をお持ちでない方へ「資格確認書」を発行**
- (3) 従業員の方が退職された際の保険証等の返却について**
- (4) データ登録未完了のお知らせ、完了のお知らせの送付**

11.資格情報のお知らせ

2-3. 資格情報のお知らせ - 印字項目

- 資格情報のお知らせの印字項目・レイアウト案を下記に示す。

掲載面

印字要素（協会案）

表面

- 記号・番号・枝番
- 被保険者/被扶養者氏名/フリガナ
- 生年月日
- 資格取得日
- 保険者名称、支部名
- 保険者番号

※性別は載せない、通称名・旧姓対応は行わない方針

裏面

- 注意文言欄
- 2次元コード

紛失時の文言については視認性の観点からカードケースの裏面に記載検討中

「資格情報のお知らせ」のレイアウト案

表面

資格情報のお知らせ		
記号 12345678	番号 1234567	枝番 12
氏名	キョウカイ タロウ	
生年月日	協会 太郎	
資格取得年月日	平成元年1月1日	
保険者番号	令和2年1月1日	
保険者名称	12345678	
	全国健康保険協会 ○○支部	

Image

裏面

資格情報のお知らせの取扱いにあたって

- 資格情報のお知らせのみで医療機関等を受診することはできません。
- スマートフォンをお持ちの方は、二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。
- 医療機関等を受診する際にマイナ保険証の読み取りができない・異例な場合については、マイナポータルの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等で提示していただくか、この資格情報のお知らせをマイナ保険証とともに医療機関等で提示することで受診いただけます。
- 記号・番号は健康保険の各種給付金等の申請や世帯の受診において必要となりますので、ご利用ください。
- 資格情報のお知らせは、マイナ保険証と併せて大切に保管してください。
- 紛失・盗失した場合は、「資格情報のお知らせ交付申請書」を加入の全国健康保険協会支部にご提出ください。



【送付物イメージ】

送付物イメージ

(記号) 12345678 (番号) 1234567
 (被保険者氏名) 協会 太郎 様
 (対象者氏名) 協会 太郎 様

お問い合わせ番号
 00-00000000-00000000-00
 〒123-4567
 東京都〇〇区〇〇町 1-2-3
 全国健康保険協会 〇〇支部

資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします(令和6年〇月〇日時点)。
 なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	1234678	番号	1234567 (枝番) 00
氏名	協会 太郎		
フリガナ	キョウカイ タロウ		
生年月日	平成元年 10月 1日		
負担割合	3割(令和6年〇月〇日時点)		
資格取得年月日	令和2年 1月 1日		
保険者名	全国健康保険協会 〇〇支部		

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次のとおりです(12桁のうち下4桁のみ表示)。万が一、表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致していない場合には、保険者までご連絡ください。

**** * 6825

1

資格情報のお知らせ

記号 12345678 番号 1234567 枝番 00
 フリガナ キョウカイ タロウ
 氏名 協会 太郎
 生年月日 平成元年 10月 1日
 資格取得年月日 令和2年 1月 1日
 保険者番号 12345678
 保険者名称 全国健康保険協会 〇〇支部

2

左を切り取ってご利用いただくこともできます
 (このお知らせのみでは受診できません)



1 マイナンバーの下4桁が記載されています。

医療保険のデータベースに登録されているマイナンバーの下4桁を表示しており、ご確認いただけます。

※マイナンバーの未提出等により、当協会が正確なマイナンバーが把握できていない場合、記載しておりません。

2 資格情報のお知らせです。

令和6年12月から以下の場合に使用できます。
 点線で切り取って大切に保管ください。

給付金等の申請に！

- 健康保険の各種給付金等の申請に必要な健康保険の記号・番号を知ることができます。

医療機関等の受診時に！

- オンライン資格確認システム※を導入していない医療機関や健診機関等でもマイナ保険証と併せて受診できます。

※ 健康保険の資格情報等が確認できるシステム

※マイナンバーの紐づけができていない方については、マイナンバーの下4桁は記載がありません。マイナンバーの提出をお願いするため、申出書を同封します。

11.資格情報のお知らせ

2-1. 資格情報のお知らせ - 全体方針

分類	一般加入者		任意継続加入者
	新規加入者	既存加入者	
発行対象者	全被保険者（被保険者、被扶養者含む）に対して発行する。 1		
発行手数料	新規発行/再発行ともに、手数料は徴収しない。		
申請～発行の流れ	1. 新規加入した被保険者には自動交付（協会から事業所へ送付）。 ※アウトソースにて紙面印刷・発送 2	1. 加入者が資格情報のお知らせの交付届を協会へ提出。 2. 協会にて資格情報のお知らせを発行し、記載住所へ送付。 ※アウトソースにて紙面印刷・発送	1. 加入者が資格情報のお知らせの交付届を協会へ提出。 2. 協会にて資格情報のお知らせを発行し、記載住所へ送付。 ※アウトソースにて紙面印刷・発送
形状・材質	・資格情報のお知らせの形状・材質は後述ページ参照。 ・カードケースは表面がビニルフィルム、裏面が紙素材。		
印字項目	・14ページ参照		
想定発行部数	・全加入者に発行する。		
有効期限	有効期限は設けない。		
職権発行（更新時以外）	新規資格取得時に自動発行する。	・記号・番号変更時に発行する。 ※記号・番号変更時は新規資格取得と扱うため ※R6.9にMN総点検の観点から全員に発行済 3	新規加入者も既存加入者も同左。
職権発行（更新時）	更新は行わないため、職権発行は発生しない（記号・番号以外の券面情報変更時も発行は行わない）。		

12.資格確認書

1-2. 資格確認書 - 印字項目・デザイン

- 材質・サイズは健康保険証と同様とする。
- 資格確認書の色について、現行保険証との識別を簡便化する目的で色を変更する。
 - 健康保険側においては、印字要素の視認性を考慮し、ベースカラーは黄色に印字は黒で決定。

掲載面	印字要素	資格確認書のイメージ
<p style="text-align: center;">表面</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記号・番号 枝番 氏名（漢字、フリガナ） 被保険者氏名 生年月日 本人・家族区分 被保険者/被扶養者 性別 2次元コード <ul style="list-style-type: none"> 資格取得年月日 交付年月日 有効期間の終期（有効期限） 保険者番号 保険者名称・支部名 保険者所在地 公印 <p>※高齢受給者証等証明書の情報を現行同様、別証として発行するため資格確認書には負担割合等を記載しない ※性別対応（性別・通称名表記）、旧姓併記は加入者の申出に基づき対応する。</p>	
<p style="text-align: center;">裏面</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住所欄 備考欄（性別対応及び旧姓併記は備考欄に記載予定） 注意事項欄 臓器提供意思表示欄 	

12.資格確認書

1-1. 資格確認書 - 全体方針

分類	一般加入者		任意継続加入者
	新規加入者	既存加入者	
発行契機	①資格確認書交付申請書の提出 ②新規加入時に資格取得届（扶養異動届含む）の発行要否欄に□チェックをした場合 ③マイナ保険証を保有していない者等への職権発行 ※資格確認書の発行済者で、券面情報が変更された者へ職権発行する。		
①による発行の流れ	1. 加入者が資格確認書交付申請書を事業所経由にて協会へ提出。 2. 協会にて資格確認書を発行、事業所宛に送付。 ※アウトソースにて紙面印刷・発送		1. 加入者が資格確認書交付申請書を協会へ提出 2. 協会にて資格確認書を発行、被保険者宛に送付 ※アウトソースにて紙面印刷・発送
②による発行の流れ	1. 加入者が資格取得届（扶養異動届含む）の発行要否欄に□チェックして事業所経由にて年金機構へ提出。 2. 年金機構にて処理後、協会へ連携。 3. 協会にて資格確認書を発行、事業所に送付。 ※アウトソースにて紙面印刷・発送	※対象外	※対象外
③による発行の流れ	前月加入者の内、個人番号未収録者、中間SVに登録されない者、マイナ保険証未登録者、マイナンバーカード返納者、マイナンバーカード電子認証期限切れから3ヶ月経過後も更新のない方かつ抽出時点での過去に資格確認書の発行履歴が無く、現存の者を対象に発行。	個人番号未収録者、中間SVに登録されない者、マイナ保険証未登録者、マイナンバーカード返納者、マイナンバーカード電子認証期限切れから3ヶ月経過後も更新のない方かつ抽出時点での過去に資格確認書の発行履歴が無く、現存の者を対象に発行。 (R7.9～11にかけて発行予定)	新規加入者も既存加入者も同左。
形状・材質 印字項目	<ul style="list-style-type: none"> 形状はカード型、材質はプラスチックカード製、サイズは85.60mm x 53.98mm、厚さは0.76mm（プラスチックカードのJIS規格と同じ、現行の保険証同様）。 フォーマット（印字項目）は後述ページ参照。 		
有効期限	有効期間最大5年。1年単位の発行期間（毎年12月～翌年11月）を設定し、発行期間毎に同一の有効期限を設定する。75歳誕生日を5年以内に迎える方はその前日まで。		有効期間最大2年。その他、有効期限の設定方法や75歳を迎える方の方針は一般加入者と同様。

※本表上では、「新規加入者=R6.12.2以降の加入者」「既存加入者=R6.12.1以前の加入者」と定義する。

13. 従業員の退職等の際の健康保険証等の返却について

従業員の方が退職された際の 保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書の返却について

保険証	2025年12月1日までの退職の場合、 資格喪失届に保険証を添付して返却してください。 2025年12月2日以降の退職の場合、保険証の返却は不要です。
資格情報のお知らせ	返却は不要です。
資格確認書	有効期限内の退職であれば、資格喪失届に添付して返却してください。 有効期限が切れた資格確認書の返却は不要です。

15.データ登録未完了のお知らせ、完了のお知らせ

<データ登録未完了のお知らせ、完了のお知らせの概要>

<p>対象者</p>	<p>①データ登録未完了のお知らせ 令和6年12月2日以降に資格取得手続きが行われた者のうち、資格取得届等にマイナンバーが記載されていない加入者</p> <p>②データ登録完了のお知らせ ①の対象者のうち、マイナンバーを収録したことで中間サーバーへ資格情報を登録できた加入者</p>	
<p>通知方法</p>	<p>事業主を通じて被保険者宛に通知（特定記録郵便で発送）</p>	
<p>通知内容</p>	<p>（事業主宛送付書）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者の記号・番号・枝番 ・被保険者の氏名 ・対象者の氏名 	<p>（被保険者宛通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者の記号・番号・枝番 ・被保険者の氏名 ・対象者の氏名・生年月日・資格取得日
<p>通知時期</p>	<p>①データ登録未完了のお知らせ 日本年金機構において資格取得情報を登録してから約4営業日後に委託事業者から発送（資格情報のお知らせ、資格確認書とは別送）</p> <p>②データ登録完了のお知らせ 中間サーバーに加入者情報を登録してから約2営業日後に委託事業者から発送</p>	

16. マイナ保険証に関する問い合わせ先について

(協会)マイナンバーコールセンター

- ・協会けんぽでは、「資格情報のお知らせ」の送付に併せて、専用のコールセンターを設置します。 ☎ 0570-015-369
 - マイナ保険証、オンライン資格確認
 - 資格情報のお知らせ
 - 資格確認書 等
- ・設置期間：令和6年9月2日から令和8年2月28日（予定）
- ・平日 8：30 から 17：15 まで（土日祝日年末年始除く）

(※) 上記のコールセンターでは、以下の言語について対応予定です。

加入者等・オペレーター・通訳者の三者通話となります。

英語・中国語・韓国語・スペイン語・タガログ語・ポルトガル語・ベトナム語・タイ語・インドネシア語・ネパール語・ビルマ語・フランス語・ドイツ語・イタリア語・ロシア語・マレー語・クメール語・モンゴル語・シンハラ語・ヒンディー語・ベンガル語・ウルドゥー語

(国)マイナンバー総合フリーダイヤル

「通知カード」「個人番号カード」に関することやその他マイナンバー制度に関するお問い合わせ先 **0120-95-0178**

※マイナンバー制度やマイナンバーカードに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合ダイヤルにお願いします。

【参考】12月2日以降の医療機関等の窓口における資格確認について

令和6年11月21日 社会保障審議会 医療保険部会	資料 3
---------------------------------	------

12月2日以降における医療機関等への受診方法に関するリーフレット（国民向け）

患者がマイナ保険証を医療機関等に持参して受診する場合において、受付がうまくいかなかった場合でも、適切な自己負担分で保険診療が受けられる方法などをまとめたリーフレットを作成し、国民・医療機関等に向けて周知を実施。

厚生労働省 これまで通りの自己負担額で保険診療を受けられます
令和6年12月2日以降、健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。

医療機関・薬局で提示するもの

マイナ保険証

- 健康保険証利用登録をしたマイナンバーカードが、**マイナ保険証**です。利用登録は、医療機関・薬局の受付窓口で設置されている顔認証付きカードリーダーなどで簡単にできます。
- マイナ保険証を利用する際は、**マイナンバーカードの電子証明書**の有効期限にご注意ください。

※マイナンバーカードの有効期限は10年（未成年者は5年）ですが、カードに搭載されている電子証明書の有効期限は5年です。

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限ってどうやって確認するの？

- 電子証明書の有効期限は、マイナンバーカードの裏面（左下の赤枠部分）に記載されています。
- 記載がない場合は、右下部の手順でマイナポータルからご確認ください。

マイナポータルへのログイン手順

マイナポータルにログイン → マイナポータル

電子証明書の有効期限の3か月前より、お知らせしています！

- 電子証明書の有効期限の更新が必要な場合、お手元に更新を案内する**有効期限通知書（封書）**が届きます。
- また、有効期限の3か月前から3か月後まで、医療機関・薬局でマイナ保険証を利用される際、顔認証付きカードリーダーで**更新アラート**が表示されます。
- 有効期限までに更新できないまま更新をしても、有効期限が切れてから3か月間は健康保険証として**利用可能**です。
- ※有効期限が切れた場合、マイナンバーカードの健康保険証以外の機能は利用できないため、お住まいの自治体の窓口にて速やかに更新ください。

マイナ保険証（マイナンバーカード）をお持ちでない場合
以下のどちらかをご利用ください

（今お持ちの）健康保険証	資格確認書
有効期限は 最大1年間 （令和7年12月1日まで）。	まだマイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方などには、今お持ちの健康保険証の有効期限内に資格確認書を無償で郵送により保険者から交付します。
※転居・転勤などで加入する保険者が変わる場合や、令和7年12月1日までに有効期限を過ぎる場合はご注意ください。	※詳しくは裏面のQRコードよりご確認ください。

顔認証付きカードリーダーの不具合などでマイナ保険証による受付が上手くいかなかった場合でも、**自己負担10割でなく、これまで通りの自己負担額です**

マイナ保険証での受付が上手くいかなかった場合

マイナ保険証を利用する際に、顔認証付きカードリーダーの不具合など何らかの事情で資格確認を行えなかった場合も、以下のような対応で資格確認を行います。

マイナ保険証を提示したが、**受付が上手くいかない**

ご提示可能な場合

マイナポータルの画面
※マイナポータルからダウンロードしたPOPファイルも可

資格情報のお知らせ

※追加で健康保険証の提示は不要

ご提示できない場合

再診の場合
口頭確認
※施設内で資格確認に必要な情報を把握していれば、職員より口頭で確認

初診の場合
被保険者資格申立書
※職員より情報を入力し記入してください

資格情報のお知らせってなに？

- マイナ保険証をお持ちの方に、申請による交付される書類です。
- 郵送では受け付けできません。何らかの事情で資格確認を行えなかった場合に、マイナンバーカードとセットでご提示ください。

被保険者資格申立書ってなに？

- 初診の医療機関・薬局にて、何らかの事情で資格確認ができなかった上、マイナポータルの画面や資格情報のお知らせを待ち合わせていないときに、ご記入いただく書類です。

0120-95-0178

マイナ保険証のメリット等について

資格確認書について

【参考】12月2日以降の医療機関等の窓口における資格確認について

令和6年11月21日	資料 3
社会保障審議会	
医療保険部会	

マイナ保険証・資格確認書の周知広報

高齢者等に向けたリーフレットも新たに作成し、12月2日以降の取扱いについて周知を図っていく。

健康保険証は

12月2日以降 新たに発行されなくなります

現行の健康保険証は、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなります。新規発行終了後は、マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)を基本とするしくみに移行します。ただし移行後も、

お手元の健康保険証は、有効期限までの間、**最長1年間**使用できます。
※後期高齢者医療保険加入者の方の有効期限は2025年7月31日となりますのでご注意ください

マイナ保険証ならではのメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される

健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！



よくある質問

Q. マイナンバーカードに大事な情報が入っていますか？

A. マイナンバーカードにはプライバシー性の高い情報は入っていません。

また、カード裏面のマイナンバー(12桁)を知らただけでは悪用されません。保険証利用時、医療機関がマイナ保険証で参照できるデータは、現行の健康保険証と同じ情報と、ご本人の同意があった場合のみ、受けている治療内容やお薬の履歴のみとなります。

Q. 本人が顔認証付きカードリーダーを操作できない場合はどうするのですか？

A. 顔認証のかわりにマイナンバーカード作成時に設定した暗証番号を代理人が入力することなどで受付することができます。待合スペース等にいるご本人のお顔とマイナンバーカードのお写真を、職員が目視で確認する本人確認も可能です。



それでもマイナ保険証ではなく別の方法で受診したいときはどうすればいい？



詳しくは裏面に

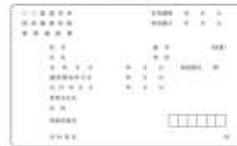
マイナ保険証をお持ちでなくても

資格確認書によりこれまで通り医療にかかれます

マイナ保険証を使わない場合の受診方法

- 2024年12月2日以降は、「**資格確認書**」でもこれまで通り医療にかかることができます。

<イメージ>



※ 保険者によって様式・発行形態が異なります。
※ 資格確認書の交付等に関する事項は、ご自身が加入している医療保険者からの情報をご確認ください。ご不明点等についても、医療保険者にお問合せをお願いします。

- マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方には、**現行の健康保険証の有効期限がきる前に「資格確認書」を無償で申請**によらずお届けします。ご自身の申請は不要です。

- マイナ保険証を持っていても、マイナンバーカードでの受診等が困難な方(高齢者、障害者等)は、申請いただくことで、資格確認書を無償で交付します。(更新時の申請は不要)
- 病態の変化などにより、顔認証付きカードリーダーを上手く使えなくなった場合、資格確認書をご使用ください。現行の健康保険証と同様、親族等の法定代理人や、介助者等による代理申請も可能です。
- 後期高齢者医療制度の被保険者は、2025年7月末までの暫定的な運用として、**現行の健康保険証が失効する方に資格確認書を無償で申請**によらず交付します。そのため、当分の間、申請は不要です。

移行後もご安心ください

マイナンバーカードでのカードリーダーの操作が上手くいかなくても、医療費が10割負担になることはありません。



0120-95-0178

マイナ保険証の申請・変更・再発行に関するお問い合わせ先

受付時間：平日 9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

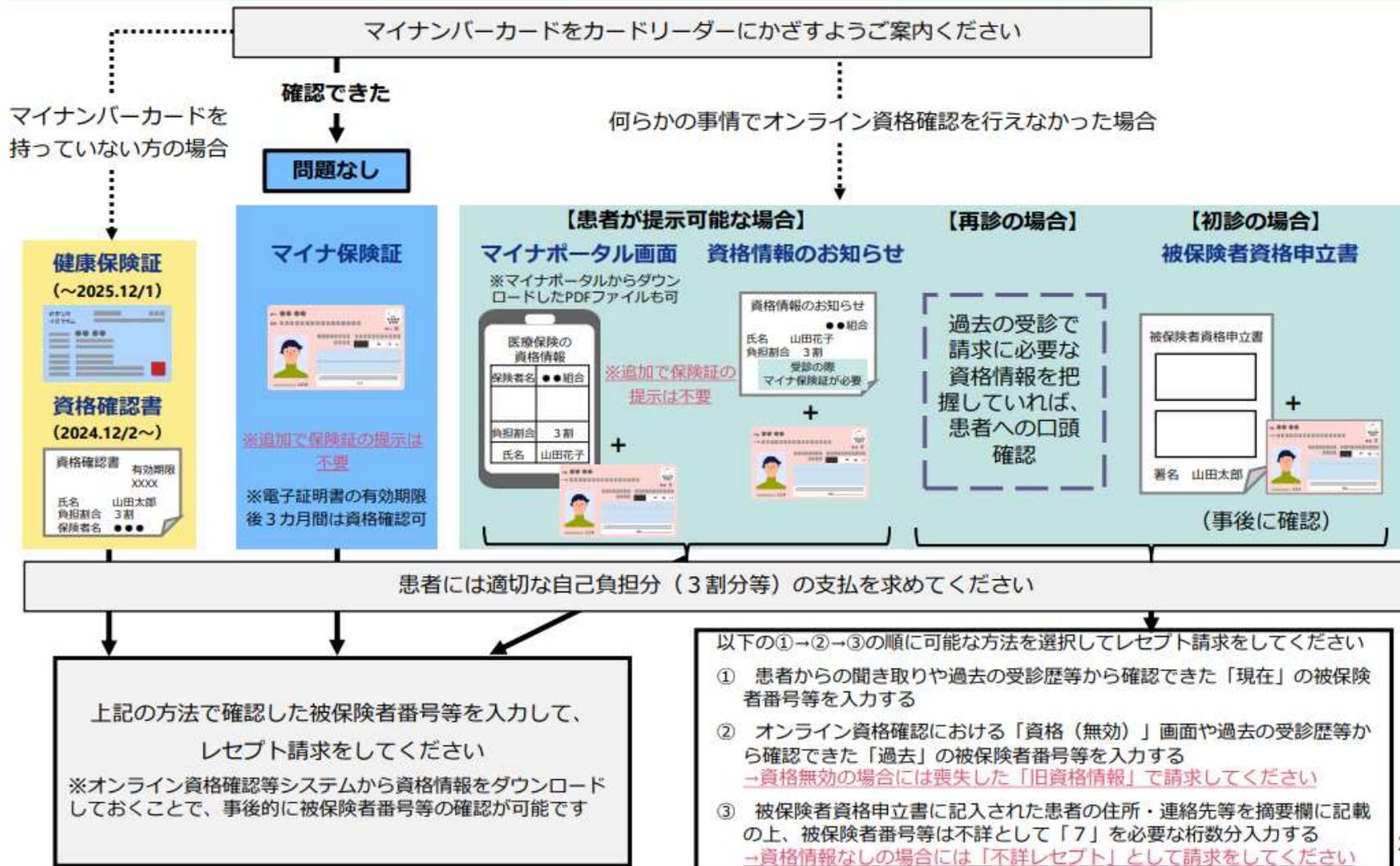
マイナンバーカードの保険証利用についてもうひとりで知りたい方はこちら

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

【参考】12月2日以降の医療機関等の窓口における資格確認について

令和6年11月21日 社会保障審議会 医療保険部会	資料 3
---------------------------------	------

医療機関・薬局での資格確認とレセプト請求（令和6年12月2日以降の取扱い）



【参考】12月2日以降の医療機関の窓口等における資格確認について

令和6年11月21日
社会保障審議会
医療保険部会

資料 3

被保険者資格申立書

患者の皆様へのお願い

別添3

被保険者資格申立書に関する説明書

本申立書は、有効な保険資格があるにもかかわらず、マイナンバーカードにより資格確認を行った場合に、以下のような理由でオンライン資格確認ができない患者さんに、本来の自己負担額での保険診療を行うためにご記載をお願いする文書になります。

本申立書をご記載いただくことにより、3割負担（未就学児は2割負担。70歳以上等の方は1～3割）により自己負担額を計算します。

※ 被保険者番号等の情報（保険証のコピーや写真を含む。）がわかり次第、必ず受診された医療機関等にお伝えください。

【ご記載が必要になる場合（例）】

- 転職等により新たに加入した医療保険者においてデータ登録中のためオンライン資格確認ができない場合
- 機器のトラブル等により、マイナンバーカードでオンライン資格確認ができない場合

別紙様式

被保険者資格申立書

有効な保険資格を有しており、医療保険等の被保険者資格について、下記の通り申し立てます。

※ 以下の各項目に記入いただき、□には、あてはまる場合に「○」を記入してください。なお、本申立書に記入いただいた情報は、医療機関等の診療報酬請求等に必要範囲でのみ使用し、診療報酬請求等の請求・支払等に係る必要な事務を終えた段階で、速やかに廃棄します。

1 保険資格等に関する事項

保険資格の有無	<input type="checkbox"/> 有効な保険資格を有している
保険種別	<input type="checkbox"/> 社保 <input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 後期 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> わからない
保険者等名称	
事業所名 ^{※1}	
一部負担金の割合 ^{※2}	<input type="checkbox"/> 3割 <input type="checkbox"/> 2割 <input type="checkbox"/> 1割 <input type="checkbox"/> わからない

※1 保険種別で社保（保険者が健康保険組合、共済組合、全国健康保険協会の場合）、国保（保険者が国民健康保険組合の場合のみ）、その他（自衛官・公費単独医療の場合）、わからないの□に「○」を記入された場合は、事業所名（お勤め先の会社名等）の記入をお願いします。

※2 70歳以上の方、または後期高齢者医療の被保険者の方は、一部負担金の割合についてもご記入ください。なお、ご記入いただいた一部負担金の割合が実際と異なっていた場合、後日、保険者から差額を請求等させていただく場合があります。

2 マイナンバーカードの券面事項等

氏名	(フリガナ)
生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
住所	

※3 マイナンバーカードの券面に記載された住所以外の居所がある場合はこちらにご記入ください。

※4 マイナンバーカードの券面に記載された氏名、生年月日、性別、住所をそのまま記入いただくとともに、氏名のフリガナも併せてご記入ください。また、マイナンバーカードの券面に記載された住所以外の居所がある場合は、住所欄に併せてご記入ください。

年 月 日

署名 _____ (患者との関係^{※5}： _____)

連絡先電話番号 _____

※5 (患者との関係)欄は、保護者の方等が署名された場合にご記入ください。

【参考】12月2日以降の医療機関の窓口等における資格確認について

マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応 (令和6年12月2日以降の取扱い)

令和6年10月31日 社会保障審議会 医療保険部会	資料2
---------------------------------	-----

有効な保険資格を有する方がマイナンバーカードを提示した際に適切な自己負担分（3割分等）の支払で必要な保険診療を受けられるようにするため、以下のご協力をお願いします。

【患者の皆様へのお願い】

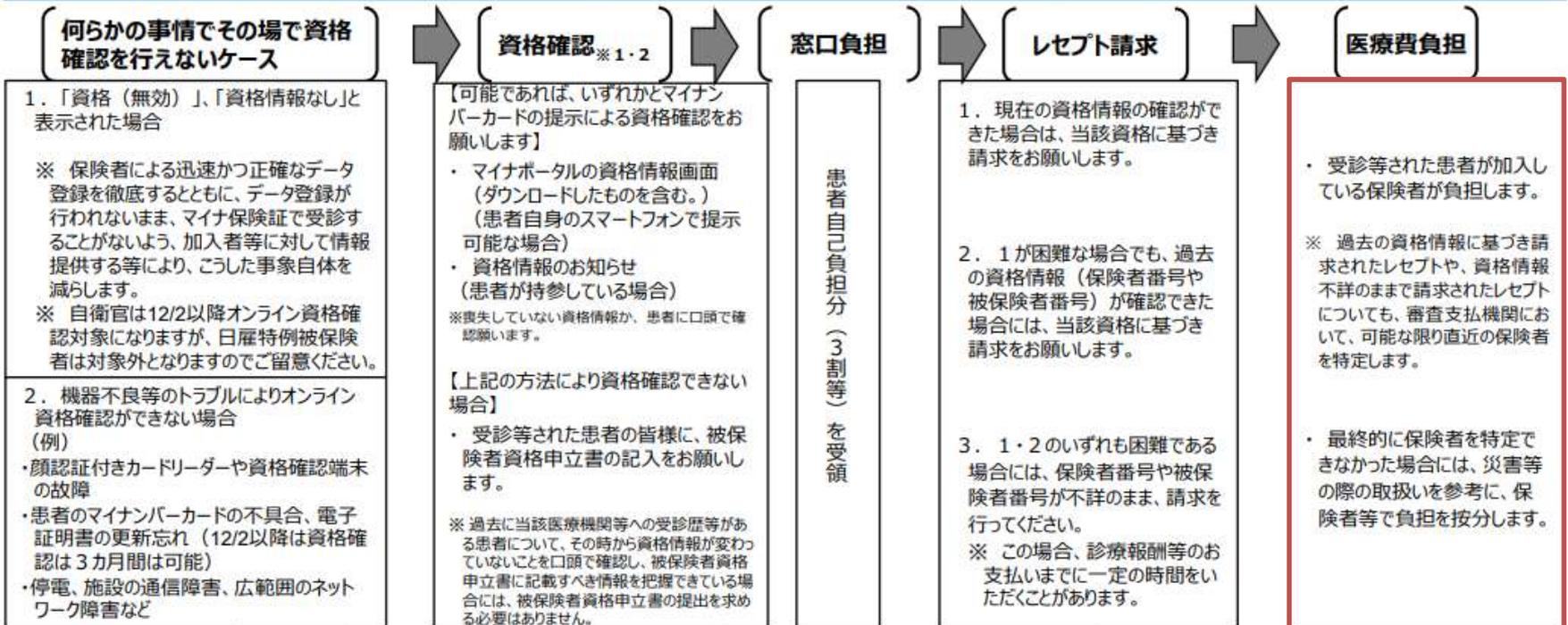
- 医療機関・薬局がレセプト請求を行うために必要な情報の提供に、ご協力をお願いします。

【医療機関・薬局へのお願い】

- 被保険者番号などがわからなくても、レセプト請求を可能とするため、診療報酬請求を行うための必要な情報を患者から収集するなど、一定の事務的対応にご協力をお願いします。

【保険者等の皆様へのお願い】

- 不詳レセプト等に対する特定作業において、審査支払機関から照会がある場合は必要な協力をお願いします。



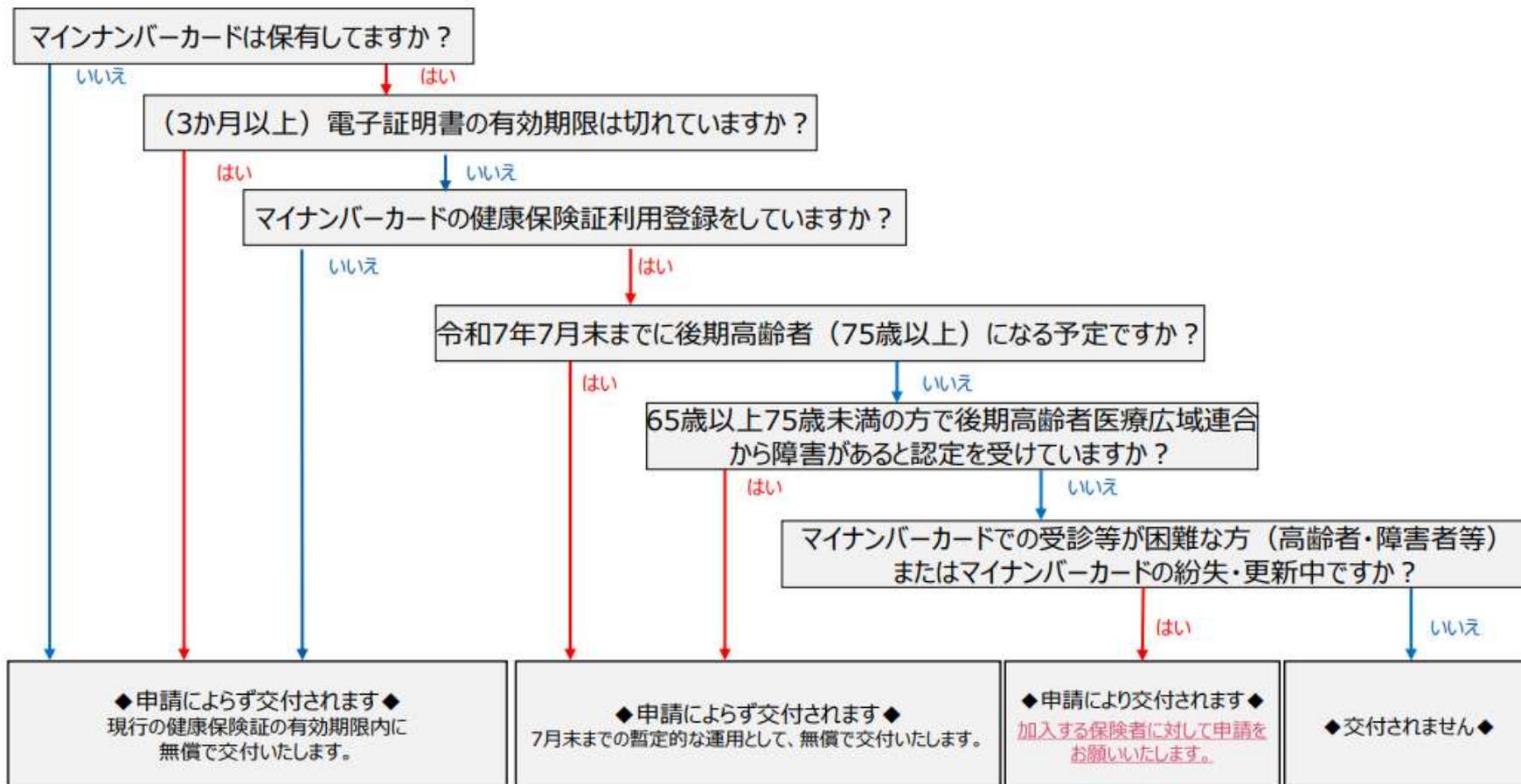
※1 顔認証付きカードリーダーで顔認証等がうまくいかない場合には、モードを切り替えて、医療機関・薬局の職員の目視により本人確認を行っていただくことも可能です。
 ※2 その場で又は事後的にシステム障害時モードを立ち上げて、資格確認をしていただくことも可能です。

【参考】資格確認書の交付対象について

令和6年11月21日	資料 3
社会保障審議会	
医療保険部会	

資格確認書の交付対象について

利用者が置かれている状況を基に資格確認書の交付対象となるかどうかのフローを整理すると以下のとおり。



資格確認書について (マイナ保険証を使わない場合の受診方法)

当分の間、マイナ保険証を保有していない（マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない）方全てに、現行の健康保険証の有効期限内に「資格確認書」が無償で申請によらず交付されます。

交付対象者

<申請によらず交付する方>

- ・ マイナンバーカードを取得していない方
- ・ マイナンバーカードを取得しているが、健康保険証利用登録を行っていない方
- ・ マイナ保険証の利用登録解除を申請した方・登録解除者
- ・ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方
- ・ 令和6年12月2日以降に新たに後期高齢者医療制度に加入された方や、転居等により有効な後期高齢者医療被保険者証をお持ちでない方（令和7年7月末までの暫定措置）※

<申請により交付する方>

- ・ マイナンバーカードでの受診等が困難な配慮が必要な方（ご高齢の方、障害をお持ちの方など）であって、資格確認書の交付を申請した方<更新時の申請は不要>
- ・ マイナンバーカードを紛失・更新中の方

<更新時の申請が不要な方>

- ・ 申請により資格確認書が交付された配慮が必要な方（ご高齢の方、障害をお持ちの方など）

資格確認書イメージ

〇〇都道府県	有効期限	年	月	日
国民健康保険	有効期日	年	月	日
資格確認書				
記号	番号	(枝番)		
氏名	性別			
生年月日	年月日	負担割合	割	
適用開始年月日	年月日			
交付年月日	年月日			
世帯主氏名				
住所				
保険者番号				
交付者名				印